

税理士登録の申請をされる方へ

税理士登録申請については、**郵送による申請**となります。窓口での受付を行っておりません。
(郵送方法については、次頁の「郵送の手順」をご確認ください。)

【申請にあたっての留意事項】

- 書類の受付締切日は**必着**での対応となります。
- 全ての必要書類が揃い、登録手数料全額を本会が受領した日を受付日といたします。**書類の不足又は不備がある場合、登録手数料を本会が受領していない場合は受付できません**ので、ご了承ください。
- 申請書類の不足等で申請を受け付けられないケースが多く発生しています。申請書類の提出にあたっては、説明冊子「[税理士登録申請の手続きについて](#)」をご確認のうえ、ご準備ください。また、**書類不足等が生じた場合の追加書類の提出期間を踏まえて、締切日の2～3業務日前のご提出を推奨しています**。追加書類の到着が当月の締切日を過ぎた場合、翌月申請分の受付とさせていただきます。予めご了承ください。
- 書類を受領した際、書類不足等がある場合にのみ電話連絡させていただきます。書類不足等がない場合は、締切日から数日以内に、面接に関する案内を電子メールで発信します。
- 受付後も、確認が必要な事項に関する追加書類の提出をお願いすることがございます。予めご了承ください。

■ 申請から登録までのスケジュール

申請(書類提出)		登録面接予定日	登録日(目安)
3業務日前	締切日(※必着)		
令和5年 1月17日(火)	1月20日(金)	2月9日(木)又は 2月10日(金)	3月下旬
2月22日(水)	2月28日(火)	3月20日(月)又は 3月22日(水)	4月下旬
3月20日(月)	3月24日(金)	4月7日(金)又は 4月12日(水)	5月下旬
4月18日(火)	4月21日(金)	5月15日(月)又は 5月16日(火)	6月下旬
5月23日(火)	5月26日(金)	6月15日(木)又は 6月16日(金)	7月下旬
7月7日(金)	7月12日(水)	7月24日(月)又は 7月25日(火)	8月下旬
7月21日(金)	7月26日(水)	8月16日(水)又は 8月17日(木)	9月下旬

- ※1 **面接は、近畿税理士会館にご来館いただいたの対面形式により実施しています**。新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、ウェブ会議システム(Zoom)を用いたウェブ面接により行う場合があります。
- ※2 面接の実施形式を、申請書類の郵送時に送信いただいた電子メールアドレス宛に、申請締切日後、数日以内に通知いたします。ウェブ面接を実施する場合には、操作方法等に係る資料を併せて送付いたしますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。
- ※3 面接予定日を2日間記載しておりますが、面接はどちらかの1日で行います。**面接日、時間帯及び実施形式の指定はできません**。両日共にご予約おきくださいますようお願い申し上げます。(記載の面接日に面接できない場合は、翌月以降での面接となり、登録日等も順延となります。)

■ 郵送・お問合わせ先

近畿税理士会事務局・会員課(新規登録担当)
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館4階
TEL 06(6941)6886 電子メール: touroku@kinzei.or.jp

■ お問合わせ対応時間

平日(月～金) 午前 10時00分～11時30分 / 午後 1時00分～4時00分
上記時間外 及び 下記日程 については対応いたしかねますので予めご了承ください。

【電話対応等ができない日】

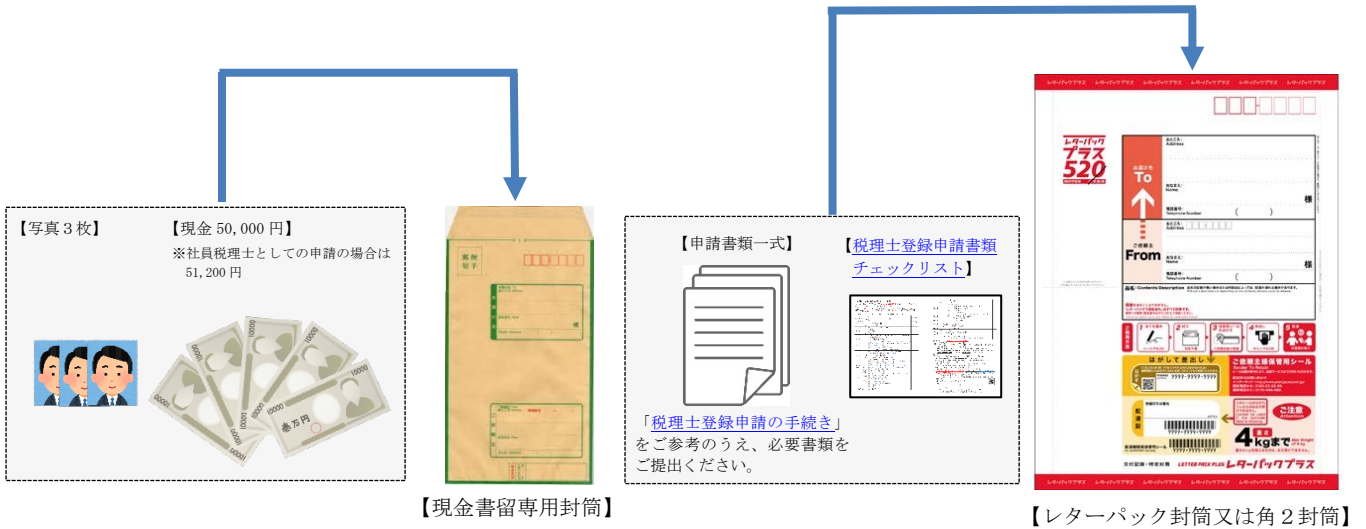
- R05 2月6日(月)、2月9日(木)、2月10日(金)、3月14日(火)、3月20日(月)、
3月22日(水)、4月4日(火)、4月7日(金)、4月12日(水)、5月10日(水)、
5月15日(月)、5月16日(火)、6月8日(木)、6月15日(木)、6月16日(金)、
- ・土日祝日は電話対応等行っておりません。
 - ・上記電話対応等ができない日は予定であり、変更される可能性があります。
 - ・上記日程の他にも会議等諸行事の開催、災害、交通機関の乱れ等により電話対応ができない日が生じることがございます。

■ 郵送等の手順

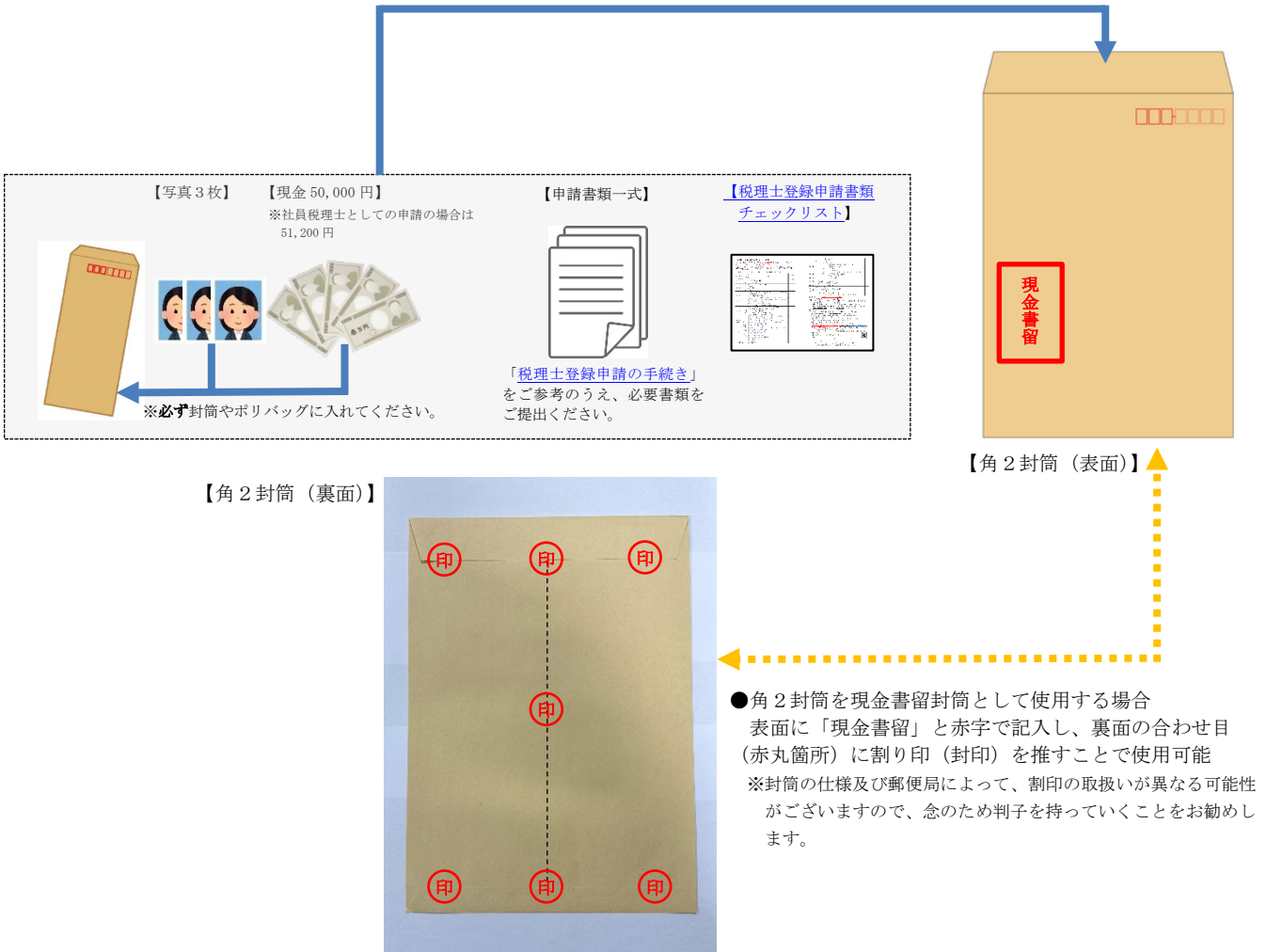
1. 申請書類を発送する。

郵送方法①：郵便局から、現金と申請書類を2個口で発送

※それぞれに「別便にて『新規登録に関する』書類又は手数料を郵送している。」旨のメモ等を同封してください。



郵送方法②：郵便局から、現金と申請書類を1個口で発送



2. 郵送後、速やかに近畿税理士会事務局の会員課宛に電子メールを送信する。

送信先：touroku@kinzei.or.jp

送信内容：①ご申請者の氏名 ②申請書類の発送日

■郵送提出にあたり よくあるご質問

Q 1 税理士試験合格証書や試験免除決定通知書等の原本照合が必要な資格を証する書面について、原本を郵送する必要がありますか、また、原本は返却されますか。

原本照合が必要な書類については、**郵送をお願いしています**。返却については、面接を対面形式にて実施する場合は面接日当日に、ウェブ面接の場合は面接予定日の1週間程前に、面接の案内文書や手数料5万円の受領書と共に返送する予定です。

(※返送の時期については前後する可能性があります。予めご了承ください。)

Q 2 申請書その他の書類に記載する年月日が「申請書提出年月日を記入」となっていますが、郵送提出の場合は、郵送日でよろしいでしょうか。

申請書その他書類に記載する年月日は、勤務先などの**第三者の記入が必要なもの**(在職証明書、業務執行に関する誓約書等)については、**記入日**(書類を書いて頂いた日)を記入していただき、**ご自身のみで作成可能なもの**については、**申請日(郵送日)**を記載していただくようお願いしております。

■書類が返送となる例について

※返送となるすべての場合を網羅しているわけではありません。

(書類全般)

- ① 住民票、印鑑証明書等第三者に発行していただく書類について、**3か月以内に交付されたものではない場合**(※本会が受付した日からの起算)。
- ② 記載すべき事項が記載されていない。
- ③ 本会から不足書類等に係る連絡をしたにもかかわらず、2週間以上経過しても、折返しの連絡も書類提出もない。

- ① 全ての書類が揃い、本会が税理士登録申請を受付した日からの起算となるため、余裕を持ってご用意していただくようお願いいたします。
- ② こちらで追加・修正させていただく場合もございますが、修正の範囲を越えていると判断された場合には、書類を返送いたします。特に、(1) 税理士登録申請書 3-2 下部「11 税理士法第4条(中略)ことの申し出」以降の「該当しない」「抵触していない」や、(2) 右頁「9 職歴」について、「**他士業登録日以降**の事務所名、事務所所在地、職務の内容(弁護士業、監査業務等)がわかるように記入する」について、**業務はしていないが登録している場合の記載漏れ**が多くございます。
- ③ 不足書類等に係る連絡をさせていただき、連絡等もなく書類提出がない場合には、書類を返却させていただきます。

(登録免許税納付領収証書)

- ① 金融機関ではなく、税務署において納めている。
- ② 「税務署名」が「シガリ(又は品川)」になっておらず、別の税務署名が記載されている。

登録免許税の納付書は税務署でご入手頂けますが、納付は税務署ではなく、必ず金融機関において行ってください。品川税務署宛でなければ受付できません。納付していただく前にご確認ください。